

千葉県社会福祉協議会 相談員（日々雇用職員）の募集について

（権利擁護・成年後見に係る相談支援業務）

《募集人員》

1名

《雇用形態》

日々雇用職員（1週につき3日以内、ただし月10日以内勤務）

《勤務時間》

月曜日から金曜日のうち週2～3日（原則、出勤日は前月中に調整し決定）

午前9時00分～午後5時00分（休憩1時間を含む。実働7時間）

《勤務地》

千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内

千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 権利擁護・後見支援センター

《賃金等》

時給1,430円

通勤手当は、正規職員に準じて支給（ほぼ全額支給）

賞与・退職金は支給しない

《社会保険》

社会保険（労働災害保険）に加入

《休暇》

有給休暇あり（労働基準法に基づく）

《雇用期間》

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

（勤務状況等により契約を半年ごとに更新する場合があります）

《必要資格等》

○社会福祉士、司法書士、行政書士のいずれか（成年後見業務にある程度精通していることが望ましい）

○パソコン（ワード・エクセル等）の基本操作ができる方

《年齢》

不問

《職務内容》

○成年後見制度に関する相談支援業務（相談員として主に電話相談に対応）

○その他（日常生活自立支援事業の補助的業務、会議録の作成、研修会等参加者名簿の作成、アンケート集計等）など

《募集期間》

随時

《選考方法》

事前に電話連絡のうえ、履歴書、職務経歴書、資格証（写し）を下欄の担当あてに提出してください。書類選考のうえ、面接日程等をお知らせします。

【書類提出・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部 [担当：会田・川上]

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内

TEL：043-245-1101